

第1章 高齢者居住安定確保計画の目的と位置づけ

1 計画の目的

埼玉県では、高齢者人口は平成17年から平成22年までの5年間で、急激なスピードで増加し、高齢化は、これからもさらに進むとみられています。なかでも高齢単身や高齢夫婦のみの世帯数は急激に増えることが予想されています。

また、高齢化の進展に伴い、今後、介護を必要とする高齢者もますます増加するものと見込まれており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようになることが求められています。

このためには、地域に住み続けることや身体能力の変化などに対応して住み替えることなど高齢者が住まいを安心して確保できるようにすることが必要です。

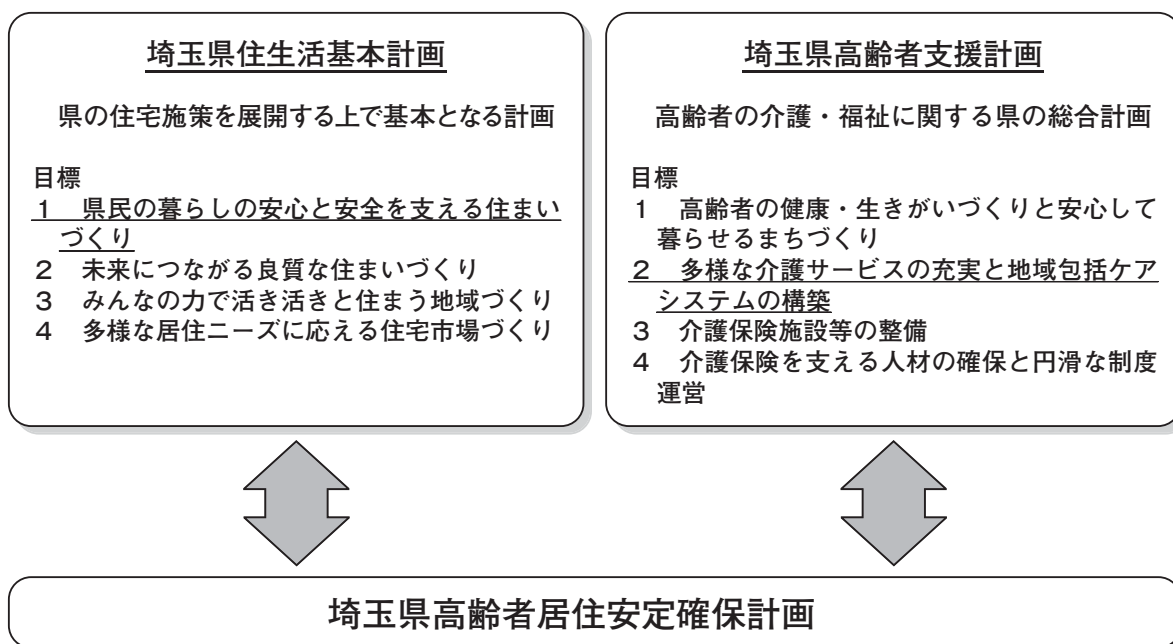
そこで、本計画では在宅で暮らす方から介護施設への入居が必要な方に至るまで高齢者の多様なニーズに応えることを目的に、住宅施策と福祉施策が、より一層、連携するための具体的施策展開を示すものです。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）第4条に基づく高齢者居住安定確保計画として定めるものです。

また、住宅政策を展開するうえの基本方針を定める埼玉県住生活基本計画と高齢者の介護・福祉に関する総合計画である埼玉県高齢者支援計画に即して定めています。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間としています。住生活基本計画（計画期間は10年間）や高齢者支援計画（計画期間は3年間）の改定にあわせ必要な見直しを行います。

●他の計画期間との関係

